

事 務 連 絡
令和3年12月13日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」
の一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定による精神保健指定医の指定の申請に当たって提出することとしているケースレポートの記述上の配慮については、「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」（平成26年2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）のとおり示しているところです。

今般、当該事務連絡を別添のとおり一部改正したので、お知らせします。

なお、本事務連絡は、令和4年1月1日以後の申請に当たって提出するケースレポートの記述上の配慮について示すものであることを申し添えます。

(別添)

○「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」(平成26年2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p>事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 一部改正 事務連絡 令和2年12月25日 一部改正 事務連絡 令和3年6月30日 <u>一部改正 事務連絡</u> <u>令和3年12月13日</u></p>	<p>事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 一部改正 事務連絡 令和2年12月25日 一部改正 事務連絡 令和3年6月30日</p>
<p>都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生(支)局健康福祉課</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>(略)</p>	<p>都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生(支)局健康福祉課</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>(略)</p>

<p>別添</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>はじめに (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) レポートとしての留意事項 ア～カ (略) <u>キ 年の表記については、西暦を原則とし、「X年」などとせず</u><u>に実際の年を記載すること。</u> (2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 レポート提出に際しての留意事項について (1) (略) (2) 事務取扱要領別添様式3-1 (ケースレポート) の様式について、「<入院時の状況>」、「<入院時経過>」、「【考察】」の項目にあらかじめ記載されている斜字体による注書き部分は、削除して提出すること。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>別添</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>はじめに (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) レポートとしての留意事項 ア～カ (略) (新設) (2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 レポート提出に際しての留意事項について (1) (略) (2) 事務取扱要領別添様式3-1 (ケースレポート) の様式について、「<入院時の状況>」、「<入院時経過>」の項目にあらかじめ記載されている斜字体による注書き部分は、削除して提出すること。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	---